

【資料 4】

介護サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者等

指定申請受付等業務委託（長期継続）

落札者決定基準

大阪市福祉局

1 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内において入札があった者のうち、総得点の最も高い者を落札者とする。

(1) 提案内容の評価

「評価表」（資料3 3～5 ページ）に基づき提案内容の評価し、「技術点」を与える。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)で評価した、「技術点」及び「価格点」の合計点数が最も高い者を落札者とする。
(満点 600 点)



上記の通り、技術点と価格点の比率は5対5とする。

(4) 有効数字

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下2桁までを有効とし、小数点以下3桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を落札者とする。

イ 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合

「技術点」における相対評価（評価項目①から⑥）の合計点数が高い者を落札者とする。

ウ 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」、「技術点における相対評価（評価項目①から⑥）の合計点数」が同じ場合「入札金額」が低い者を落札者とする。

なお、「入札金額」が同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 提案内容の評価

提案内容の評価は、提案書の記載内容に基づいてのみ実施し、技術点を算出する。

(1) 提案書評価点の算出方法

ア 絶対評価の方法

絶対評価では、評価項目ごとの順位付けは行わず、提案内容に対して次の①及び②の評価を行う。

- ① 5点満点の場合は「3点」、10点満点の場合は「5点」を基準点とし、提案内容に応じて、基準点から加減点する。
- ② 提案内容が本市要件を満たさない場合や、著しく劣った内容であった場合は、「0点」とする。

イ 相対評価の方法

相対評価では、評価項目ごとに各提案内容に応じて順位付けを行い採点する。6社以上の応札があった場合は、5位以降をすべて1点とする（0点の適用基準は同様）。

一方、応札業者が5社以内の場合の扱いは、次のとおりとする。

- ・5社：9点、7点、5点、3点、1点
- ・4社：9点、7点、5点、3点
- ・3社：9点、7点、5点
- ・2社：9点、7点

また、順位が1位の業者の提案が2位以降と比較して著しく優れている場合は、10点とする。なお、応札が1社のみの場合、相対評価項目を絶対評価で行う。

ウ 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1～5までの項目加重点を項目ごとに設定する。

エ 提案書評価点の計算

提案書評価点の計算は以下の式で行う。

提案書評価点＝「項目加重点×項目別得点」の合計

技術点＝提案書評価点

(2) 未記入項目の評価について

「評価表」（資料3 3～5ページ）に掲げる項目について、提案書に何も記載が無かった場合には、当該項目の項目評価点を「0点」とする。

(3) 評価項目の採点が「0点」の場合について

1項目でも「0点」の評価項目があった入札者は、落札者とししない。

（ただし、評価項目⑦及び⑧は除く。）

(4) 提案書基準点の考え方

評価項目⑦及び⑧を除いた各評価項目の配点の中間点【2(1)ア①の考え方に準ずる】を提案書基準点とし、応札が1社の場合に当該業者の評価項目⑦及び⑧を除いた提案書評価点が提案書基準点未満である場合は落札者とししない。

(5) その他の留意事項

提案書のページ数が10ページに満たない又は30ページを超過した場合は、「技術点」から50点を減点する。

なお、「提案書等作成要領」(資料3)に示す提案書作成上の留意事項を大きく逸脱している場合には、「技術点」を0点とするので注意すること。

3 入札価格の評価

価格点は次のように算定する。

$$\text{価格点} = 300 \times (1 - \text{入札金額} / \text{入札予定価格})$$

入札予定価格は、入札にあたっての評価のための数値であり、本市の予算を保証するものではない。また、入札予定価格は、落札者の公表時に併せて示すものとする。なお、入札者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合には技術点の採点を行わず、落札者とししない。

4 その他

入札の日から落札者決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合には、落札者とししない。